

1. 見直しの目的と期待する効果

平成25年度に創設した「ふるさとづくり事業」は、足袋蔵等が点在する中心市街地周辺における行田らしいまち並みづくりをコンセプトに事業を実施してきた。

事業創設からこれまでは、(一社)民間都市開発機構からの拠出金を活用していたことから、公共性の高い事業を対象としてきたが、令和3年度をもって拠出期間が終了したことから、これまでの縛りに捉われず、事業を全面的にリニューアルし、更なる利活用により景観づくりと賑わい創出を促進する

- ・ 営利事業に対象を拡大
- ・ 歴史的建築物の内部改修も対象とする
- ・ 八幡通りは補助率を見直して優遇継続



より一層の賑わいの創出

2. 対象エリア

従来同様、「行田地区及びその周辺」(A事業はこれに加え、日本遺産の構成資産の所在地を含む)とする。

3. 事業の構成

事業の類似性を考慮し、5事業から3事業へ再編する。

A : 足袋蔵等歴史的建築物改修・活用事業

D : 日本遺産構成資産公開活用促進事業

B : 行田らしいまち並みづくり事業

E : まち並み景観形成モデル事業

C : おもてなし・にぎわい創出事業

A : 日本遺産構成資産等建築物改修・活用事業

B : 歴史的まち並み景観整備事業

八幡通り

行田地区
及びその周辺

C : おもてなし・にぎわい創出事業

4. 各事業の概要と主な変更点

日本遺産構成資産等建築物改修・活用事業（A事業）

日本遺産構成資産又は足袋蔵等歴史的建築物（築50年以上経過している建築物であって歴史的又は文化的な価値を有する外観的特徴を備えたもの）を改修又は改造し、利活用する事業

対象地区	日本遺産の構成資産の所在地又は行田地区及びその周辺
補助対象者	建築物等の所有者又は建築物を借用して事業を実施する者
補助率・補助上限額	<u>2/3</u> で2,000万円以内
事業実施後の報告義務	工事完了の翌年度から10年間 <u>（書面による）</u>
財産処分の制限	<u>工事完了の翌年度から10年間</u>

※下線部 = 変更箇所

主な変更点

- ・ 事前協議制とし、事業の実施が見込まれる場合に、市が翌年度予算を措置し交付決定する
- ・ 公益性の高いソフト事業のほか、営利での活用（物販店舗や飲食店）を可とする
- ・ 補助対象者を、「建物所有者又は建物を借り受けて事業を実施する者」に拡大
- ・ 補助率を10/10から2/3に改める。（補助上限額は2,000万円を維持）
- ・ 工事完了の翌年度から10年間は、建物の取壊しや外観変更などを制限

4. 各事業の概要と主な変更点

歴史的まち並み景観整備事業（B事業）

行田らしいまち並みの景観に調和させる建築物の設置又は外観の改修等を行う事業

対象地区	行田地区及びその周辺
補助対象者	建築物等の所有者又は借受人
補助率・補助上限額	<u>2 / 3</u> で100万円以内（八幡通り沿線） 1 / 2で100万円以内（その他）
事業実施後の報告義務	<u>工事完了の翌年度から2年間（書面による）</u>
財産処分の制限	<u>工事完了の翌年度から10年間</u>

※下線部 = 変更箇所

主な変更点

- ・ 補助対象者を、**建物の所有者だけでなく、借受人にも拡大**
- ・ 県の補助期間終了に伴い、八幡通り沿線の補助率を2 / 3に変更
- ・ 工事完了後の2年間、観光まちづくりや地域活性化のための取組みの報告を求める
- ・ 工事完了の翌年度から10年間は、建物の取壊しや外観変更などを制限

4. 各事業の概要と主な変更点

おもてなし・にぎわい創出事業（C事業）

行田ならではの歴史的なまち並み景観に調和した建築物を利活用するために行う施設の整備など

対象地区	行田地区及びその周辺
補助対象者	建築物等の所有者又は借受人
補助率・補助上限額	1 / 2 で 4 0 万円以内
事業実施後の報告義務	<u>工事完了の翌年度から2年間（書面による）</u>
財産処分の制限	<u>工事完了の翌年度から 1 0 年間</u>

※下線部 = 変更箇所

主な変更点

- ・ 補助対象者を、建物の所有者だけでなく、借受人にも拡大
- ・ B事業との併用による店舗の内部改修等も対象とする
- ・ 工事完了後の2年間、観光まちづくりや地域活性化のための取組みの報告を求める
- ・ 工事完了の翌年度から10年間は、建物の取壊しなどを制限